

# 秋田県公報

目次	ページ
告示	
結核予防法による医療機関の指定(五三六・湯沢保健所).....	1
保安林の指定解除の予定(五三七・秋田地域振興局農林部).....	1
新事業支援体制の中核的支援機関の認定(五三八・商工業振興課).....	2
大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出(五三九・商工業振興課).....	2
道路区域の変更及び供用開始(五四〇～五四三・道路課).....	2
建築基準法による道路位置の指定(五四四・由利地域振興局建設部).....	4
公告	
特定調達契約に係る落札者の決定(調査統計課).....	4
県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(管財課).....	5
人事委員会規則	
人事委員会規則七 六二(特地勤務手当等)の一部を改正する規則.....	6

森林の所在場所			全面積		保安林面積	保安林解除	指定の目的	解除の理由
郡市町村	大字	字	地番	台帳見込み(ヘクタール)	見込み(ヘクタール)	面積見込み(ヘクタール)		
秋田市	下新城中野	街道端西	二二三三の六二 二三四の一	二九、七五一 三三八、三三三	三・一二八四	〇・二三九七	飛砂の防備兼 公衆の保健	公益上の理由
"	"	"	"	三三一・二五九九	三三一・二五九九	〇・六六一三	"	"

公安委員会告示  
 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の実施(六〇・警務課)..... 7

秋田県告示第五百三十六号  
 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。  
 平成十七年六月十四日  
 秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	指定年月日
小川医院	湯沢市田町二丁目一番九号	平成十七年六月十三日

秋田県告示第五百三十七号  
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
 平成十七年六月十四日  
 秋田県知事 寺田典城

秋田市	下新城中野	街道端西	二四二の一	四六、二六二	七・六三三三	七・六三七七	七・六三七七	兼公衆の保健	公益上の理由
"	"	"	二四二の二	七四、一九四	九・七五九三	九・七五九三	〇・一三三一	"	"

(関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び秋田地域振興局農林部並びに秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第五百三十八号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)第二十六條第一項の規定により、次の者を中核的支援機関として認定したので、同条第四項の規定に基づき、公表する。

平成十七年六月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 名称

財団法人あきた企業活性化センター

二 住所

秋田市山王三丁目一番一号 秋田県庁第二庁舎産業振興プラザ内

秋田県告示第五百三十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に關する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五條第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八條第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十七年六月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
大和情報サービス株式会社 代表取締役 坂倉正宏

東京都台東区上野七丁目十四番四号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ショッピングタウンアクロスプラザ大館南

秋田県大館市餌釣字前田一番地外

(三) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 大和情報サービス株式会社 代表取締役 榎本昌譽

変更後 大和情報サービス株式会社 代表取締役 坂倉正宏

変更の年月日

平成十七年四月一日

(四) 変更する理由

任期満了による代表者の変更による

二 届出年月日

平成十七年五月三十一日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

大館市役所 商工課

(二) 縦覧期間

平成十七年六月十四日から同年十月十四日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書を添付する書面に記載すべき事項

意見を述べる者の氏名及び住所

意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三)(二)(一) 意見を述べる理由

秋田県告示第五百四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八條の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十七年六月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
一般国道	百七号	百七号	百七号	由利本荘市山内字松倉沢二三番一地从先から一六番一地从先まで	"	一一・五〇〇～一八・五〇〇	〇・〇四五

二 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路課  
 (二) 期間 平成十七年六月十四日から同月二十七日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
 平成十七年六月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
一般国道	百七号	百七号	百七号	由利本荘市大築字板沢四九番六から四九番五まで	"	九・八〇〇～一三・八〇〇	〇・一八三

二 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路課  
 (二) 期間 平成十七年六月十四日から同月二十七日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
 平成十七年六月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
一般国道	百七号	百七号	百七号	由利本荘市大築字笹井八一番一地从先内		九・八〇〇～一七・三〇〇	〇・〇五九

二 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路課  
 (二) 期間 平成十七年六月十四日から同月二十七日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
 平成十七年六月十四日

秋田県知事 寺田典城

公 告

一般国道	新	百七号	由利本荘市大築字笹井八一番一地先内	二五・五〇〇六八・〇〇	〇・〇五九
------	---	-----	-------------------	-------------	-------

二 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路課  
 (二) 期間 平成十七年六月十四日から同月二十七日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
 平成十七年六月十四日

秋田県告示第五百四十三号

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

一般国道	道路の種類		路線名	区 区	間 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)	
	新	旧						
	新	旧	百七号	百七号	由利本荘市大築字板沢二番一地先から五〇番三地先まで	二四・〇〇〇三三・八〇	九・八〇〇一七・二〇	〇・一四三
			百七号		"			〇・一四三

二 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路課  
 (二) 期間 平成十七年六月十四日から同月二十七日まで

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。  
 平成十七年六月十四日

秋田県告示第五百四十四号

秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
由利郡仁賀保町中三地字中野二番地一 佐藤 良雄	由利郡象潟町字鳥の海二番九五の内、二番九六の内、由利郡象潟町字上狐森一五二番四五の内	五一・八メートル	五・三丁六メートル	平成十七年六月三日

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条

の規定により、公示する。  
平成十七年六月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 落札に係る特定役務の名称及び数量

二千五年農林業センサス農林業経営体調査に係る電算処理等業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

学術国際部調査統計課 秋田市山王四丁目一番一号

三 落札者を決定した日

平成十七年五月十九日

四 落札者の名称及び住所

株式会社日立情報システムズ 秋田市山王三丁目一番十七号

五 落札金額

千九百六十三万五千元

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告を行った日

平成十七年四月八日

県有財産の売払について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十七年六月十四日

一 入札に付する物件の所在地、面積等

秋田県知事 寺田典城

番号	所在地	地目等	面積(m <sup>2</sup> )	予定価格(円)
一	北秋田市鷹巣字平崎上岱一三番一三	宅地	二九四・五三	二、八六〇、〇〇〇
二	二ツ井町荷上場字柳生六五番一	宅地	五一六・四一	五、九二四、〇〇〇
三	秋田市八橋本町二丁目一三四番三	宅地	四四二・三六二五	七〇〇、〇〇〇

二 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

番号	場所	期 間
一	秋田県北秋田地域振興局総務企画部総務経理課 (電話〇一八六 六二一 日を除く)の午前九時から午後五時	平成十七年六月十四日(火)から同月二十七日(月)まで(土曜日及び日曜)
四	秋田市飯島緑丘町一六番八五九	三六六・九六 二、二二〇、〇〇〇
五	秋田市新屋松美町一七八番三六及び一七八番一八六	一、〇六七・五六 二五二・〇〇 一〇、八〇〇、〇〇〇
六	男鹿市船川港船川字鳥屋場一番一五八	二三一・五二 二、〇八〇、〇〇〇
七	横手市睦成字鶴巻四四番一六三	三八四・一一 三、〇二二、〇〇〇
八	横手市睦成字鶴巻四四番一六四	三八四・五四 二、七一九、〇〇〇
九	平鹿町醍醐字石成三八番四及び三八番一〇	二八六・九九 四一・〇〇 二、八八〇、〇〇〇
十	平鹿町醍醐字石成三八番一及び三八番一二	二八六・九九 四二・〇〇 二、八六〇、〇〇〇
十一	湯沢市湯ノ原一丁目二二八番五	一六八・一四 三、七四三、〇〇〇

三 入札執行の場所及び日時

二五二)	秋田県山本地域振興局総務 企画部総務経理課 (電話〇一八五 五二六 二〇三)	平成十七年六月十四日(火)から同月 二十七日(月)まで(土曜日及び日曜 日を除く。)の午前九時から午後五時 まで
三了六	秋田県出納局管財課 (電話〇一八 八六〇 二 七三五)	平成十七年六月十四日(火)から同月 二十九日(水)まで(土曜日及び日曜 日を除く。)の午前九時から午後五時 まで
七了十	秋田県平鹿地域振興局総務 企画部総務経理課 (電話〇一八二 三二〇 五九四)	平成十七年六月十四日(火)から同月 二十八日(火)まで(土曜日及び日曜 日を除く。)の午前九時から午後五時 まで
十一	秋田県雄勝地域振興局総務 企画部総務経理課 (電話〇一八三 七三八 一九七)	平成十七年六月十四日(火)から同月 二十八日(火)まで(土曜日及び日曜 日を除く。)の午前九時から午後五時 まで
番号	場 所	日 時
一	秋田県北秋田地域振興局職 員会館一階会議室	平成十七年六月二十八日(火)午後一 時三十分
二	秋田県山本地域振興局第一 会議室	平成十七年六月二十八日(火)午前十 時三十分
三了六	秋田県出納局管財課入札室	平成十七年六月三十日(木)午後一時 三十分

七了十	秋田県平鹿地域振興局第一 会議室	平成十七年六月二十九日(水)午前十 時三十分
十一	秋田県雄勝地域振興局第一 会議室	平成十七年六月二十九日(水)午後一 時三十分

四 入札に参加する者に必要な資格  
入札参加申込書を二に掲げる期間内に二に掲げる場所に提出した者(地方自治法  
施行令第六十七条の四の規定に該当する者を除く。)

五 入札参加申込みに必要な書類等

(一) 個人の場合

印鑑、住民票の写し及び身分証明書(本籍地の市町村長が発行するもの)

(二) 法人の場合

印鑑及び登記簿の謄本

六 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の百分の五以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした  
持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

七 入札の無効

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十六條に規定するところ  
による。

八 その他

なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

九 その他

詳細に関しては、秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三五)に照会  
のこと。

人事委員会規則

人事委員会規則七 六二(特勤勤務手当等)の一部を改正する規則をここに公布す  
る。

平成十七年六月十四日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 六二(特勤勤務手当等)の一部を改正する規則

規則七 六二(特勤勤務手当等)の一部を次のように改正する。

別表第一の四級地の項及び一級地の項中「北秋田郡田代町」を「大館市」に改める。

住所  
 秋田県秋田市長

秋田県公安委員会告示第60号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定による  
 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を実施するので、銃砲刀剣類所持等取締法施  
 行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定に基づき、公表する。  
 平成17年6月14日

秋田県公安委員会委員長 藤井 明

- 1 実施年月日  
 平成17年7月21日（木）午前9時から午後4時30分まで
- 2 実施場所  
 秋田市山王四丁目1番3号 秋田県警察本部第2庁舎5階会議室
- 3 講習科目及び講習時間数  
 猟銃及び空気銃の所持に関する法令並びに猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱  
 いについて5時間実施する。
- 4 受講定員  
 30人
- 5 受講申込みに必要な書類  
 (1) 受講申込書 2通  
 (2) 写真 2枚  
 写真は、受講申込書を提出する前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で  
 大きさが3センチメートル四方のものとする。  
 なお、郵送による申込みは、受け付けない。
- 6 受講申込み等  
 (1) 申込み用紙の交付  
 各受付場所において交付する。  
 (2) 受付期間  
 日曜日、土曜日及び休日（国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）  
 第3条に規定する休日をいう。）を除き、平成17年6月14日（火）から7月15  
 日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員30人で締め切る。  
 (3) 受付場所

住所地在を管轄する県内の各警察署

7 講習手数料

6,800円

受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

8 その他

- (1) 講習終了後審査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講  
 習終了証明書を交付する。
- (2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活環境課危険物対策係  
 （電話018 863 1111内線3168）又は県内の各警察署生活安全係（秋田中央  
 警察署にあっては生活環境係）に問い合わせること。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)876600  
FAX(0863)000505  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄